

ロハス南阿蘇たすけあい 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、ロハス南阿蘇たすけあい(以下「本会」と称する。

第2条(事務所所在地)

本会の事務所は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽4559におく。

第2条—1(事務所所在地変更に関する記載)

2016年9月14日より本会事務所を熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰3755-1に変更する。

第3条(目的)

本会の目的は熊本地震の被災者を支援すること、そして熊本地震の被災者支援のために全国のボランティア(個人、法人、民間非営利団体)が行うボランティア活動の支援を目的とする。

第4条(事業)

本会は上記の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 家屋の修繕及び片付け(瓦礫撤去、家屋の修理、ゴミの処理など)
2. 農業ボランティア(被災者宅への個別訪問ボランティア)
3. 被災した東海大学生を中心とした学生ボランティアへの宿泊施設の提供(食事を含む)
4. 文化・芸術・伝統復興(イベントや開催が未定となっているイベントを被災者と共同で開催)
5. 炊き出し
6. 物資支援(受取に来ることが困難な方に対しては直接届ける)
7. 二次災害防止活動(倒壊の危険性のある家屋の解体、土嚢作成、瓦下しと屋根養生、法面整備など)

第5条(行動原則)

本会は、以下の原則に則って行動する。

1. 本会は、熊本地震で被災した人や地域の復興に尽力する。
2. 様々な面から被災者をケアするためのアプローチを行い、被災者と共に復興に取り組んでいく。
3. 本会は、特定の政党および政治家、特定の個人及び団体の利益のために活動するものではない。
4. 本会は、熊本地震という緊急事態への即応と被災地の復興に活動するものであって、組織や事業は柔軟に見直していく。
5. 本会は、熊本地震の被災者支援を目的としており、ボランティア活動支援に関しては被災者支援に資するものでなければならない(被災者とボランティアのマッチング等)。

第2章 会員

第6条(会員)

1. 本会に会員をおく。
2. 本会の会員になろうとする者は、事務局に申し出る。
3. 以下の要件をすべて備えていれば、本会の会員となることができる。
 1. 電話及びE-Mailで連絡がとれること
 2. 熊本地震の被災者支援活動を行っている、もしくは行おうとしていること
 3. 本会の趣旨に賛同できること
 4. ボランティア参加前にボランティア保険に加入すること
4. 会員なるための費用(会費)は要しない。
5. 会員が事務局に申し出ることで、任意に退会できる。また本人が死亡したときは退会したものとみなす。
6. 総会の集会に応じないなど一定期間連絡がとれない会員については、事務局の判断で退会したものとみなすことができる。

第7条(除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、運営会議の議決を経て、これを除名することができる。

1. 法令、本会の規約に違反したとき
2. 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
3. 会員との連絡が取れなくなったとき

第3章 機関

第8条(機関の種類)

本会に次の機関をおく。

1. 総会
2. 運営会
3. 事務局

第9条(総会)

1. 本会に会員から構成される総会をおく。
2. 総会は理事長が招集する。
3. 総会の定足数は総会員の過半数とし、委任による参加も、総会への出席として認める。委任状はメールでも構わない。
4. 総会には議長をおく。議長は総会の都度選任する。
5. 総会の決議は、出席した会員の過半数をもって決する。
6. 総会は以下の事項について審議し、決定を行う。
 1. 会則、事業等の改廃
 2. 事業計画ならびに収支予算及び決算
 3. 本会の解散
 4. 役員を選任及び解任
 5. その他本会の運営に関し重要なこと

第10条(運営会)

1. 運営会は、理事長、事務局長、代表、会計をもって構成する。
2. 運営会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

第11条(事務局)

1. 本会は事務を処理するために事務局をおく。
2. 事務局は熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陽4559におく。

第11条—1(事務所所在地変更に関する記載)

2016年9月14日より本会事務局を熊本県阿蘇郡南阿蘇村河陰3755-1に変更する。

第4章 役員

第12条(役員)

本会は、次に掲げる役員をおく。

1. 理事長 …1名
2. 事務局長 …1名
3. 代表 …1名
4. 会計 …1名

第13条(役員の職務)

1. 理事長は、会務を総理し、その業務を統括する。
2. 事務局長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときは、その職務を代行する。
3. 代表は、本会の象徴とした職務を担当する。
4. 会計は、本会の事務全般および出納事務を担当する。

第14条(役員を選任)

1. 理事長の選任は、会員から立候補及び推薦されたものの中から総会において選出する。
2. 事務局長、代表、会計は理事長が推薦する。

第15条(役員の任期)

役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条(役員解任)

役員が次のいずれかに該当するときは運営会議の議決をもって、これを解任することができる。

1. 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
2. その他解任に相当する事項が認められるとき

第5章 会計・事業年度

第17条(事業年度)

1. 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。
2. 上記の規定にかかわらず、2016年は同年4月14日を事業の開始日とする。

第18条(収入・会計等)

1. 本会の収入は原則として寄付で賄う。
2. 事業報告および決算報告は、理事長が事業年度終了後遅滞なく作成し監査を経て、総会で

承認を得なければならない。

3. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

第5章 雑則

第19条(実施規則)

この会則の運営に必要な規則は、運営会議の議決を経て、理事長が別に定める。

付則

1. 本会の設立日は2016年4月14日とする。
2. この規約は2016年4月30日から施行する。